



事 務 連 絡
平成 16 年 11 月 1 日

地方社会保険事務局保険課（部）
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

厚生労働大臣の定める入院患者数の基準の取扱いについて

標記については、「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料等の算定方法」（平成16年厚生労働省告示第52号）及び「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料等の算定方法について」（平成16年2月27日保医発第0227005号）により取り扱われているところであるが、今般、平均入院患者数等に端数が生じた場合の取扱いについて、下記のとおり明確化したので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図らるたい。

記

「1月間の平均入院患者数」及び「医療法（昭和23年法律第205号）の規定に基づき許可を受け、若しくは届け出をし、又は承認を受けた病床数のうち病床の種別ごとの病床数にそれぞれ100分の105を乗じて得た数」に端数が生じた場合、その端数については、処理の必要はないこと。